

グローバルの金融犯罪防止・検知・低減
進歩を礎に、変わりゆく優先事項に対処し、
効果的な結果を出す

ホワイトペーパーシリーズ第三弾

目次

エグゼクティブサマリー	3
背景	4
第一部：金融犯罪リスク管理改革の進展と 新たなリスクへの対処	5
世界の改革に関する概要	6
新しいリスクと現在の優先事項	8
第二部：継続的な制度改革に向けた課題と提言	10
金融犯罪リスク管理改革に関する継続的課題と 変わりゆく課題	12
有効性の測定と優先順位付けの重要性	20
結論	23
お問い合わせ	24
脚注	25

※ 注意事項：本資料はDeloitte Globalが2014年1月に発表した内容をもとに、デロイト トーマツ グループが翻訳・加筆したものです。和訳版と原文（英語）に差異が発生した場合には、原文を優先します。

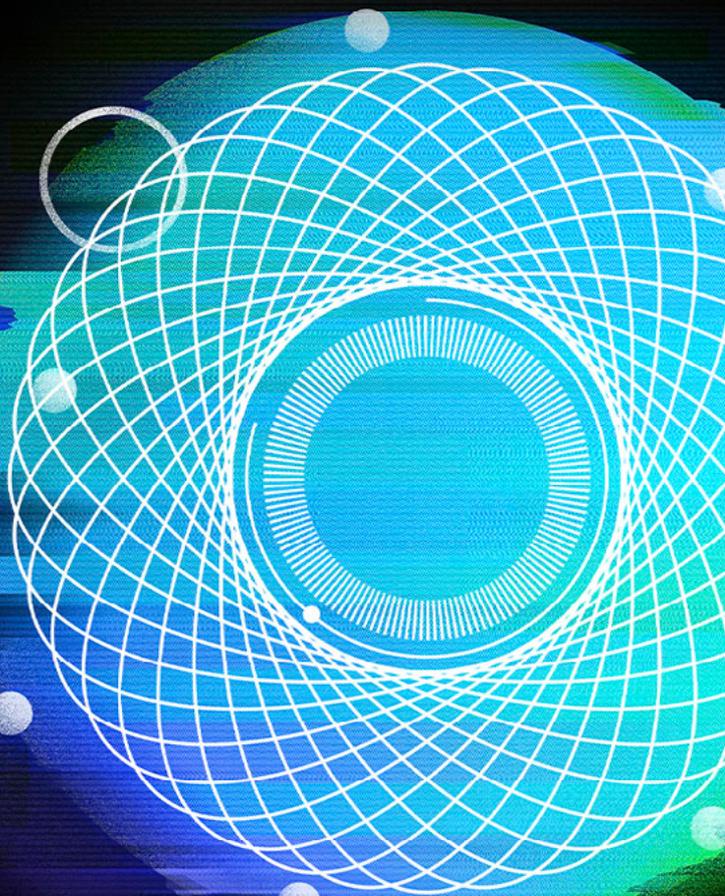
エグゼクティブサマリー

グローバルの金融犯罪対策フレームワークの状況に関する建設的評価を提供し続けるために、国際金融協会（IIF）とデロイトは国際的、地域的、国内の各レベルにおける金融犯罪リスク管理改革の状況についてインサイトを与えるホワイトペーパーの第三弾を協働して作成しました。本稿では、公共セクターと民間セクターが違法な資金の流れと闘いつつ、変わりゆく能力、リスク、優先事項に対処するなかで、いかにして結果の有効性を一体的に高め続けることができるかについて、最新の考察と提言を検討します。

ホワイトペーパーシリーズのこれまでのレポートには、次のリンクからアクセスすることができます。

[金融犯罪のグローバルフレームワーク闘い（2021年）](#)

[グローバルな金融犯罪リスク管理改革の有効性と次のステップ（2019年）](#)



背景

IIFとデロイトは2019年以降、戦略的ホワイトペーパーの発表を通じて協働し、世界の金融犯罪防止・検知・低減の有効性に関連する重要な課題を検討してきました¹。私たちは2年ごとに、進捗を評価し、変わりゆく優先事項と機能に合わせた最新の提言を提供することを目的としてこれまでに生じてきた課題を再評価し、現在の状況を考察しています。

この第三弾のレポートのために、私たちは再びアフリカ、米州、アジア、欧州、中東の金融機関のほか、政策立案者、規制当局、法執行機関の専門家による見解を調査しました。このプロセスは世界の金融犯罪対策コミュニティが絶えず重視している数々の中核分野に関するフィードバックを引き出しました。その中核分野には資産回復の強化、不正（Fraud）検知・防止の向上、金融インテリジェンス利用強化、国内外での既存のパートナーシップと連携の深化、国内外でのさらなるパートナーシップと連携の創生、データプライバシー管理、能力と機能のさらなる向上などが含まれます。

さらに広く見れば、レビューでは、金融犯罪のライフサイクルに関する「体制全体」の観点から見た「有効性」を定義し測定する作業が

残されていることも分かりました。この分野は、公共セクターと民間セクターの両方にとって引き続き重要であり、明確な優先事項の実践・定義や堅牢な体制のリーダーシップの確立などなすべきことが多く残されています。

これらの課題の多くは知られていないわけではありません。ですが、規制面、法律面、技術面のプロセスや考え方が進化するにつれ、改善を促進する新たな手法が登場しており、これらは政策立案者が金融機関やその他の重要なステークホルダーと協調してさらなる議論を行う余地があります。これらの課題はまた、地政学的な状況、そして違法な資金の流れの拡大に貢献しうる将来的なリスクという文脈でとらえられなければならない、同時に国家安全保障上の優先事項の対立が及ぼす潜在的な影響も認識する必要があります。

こうしたことから、今回の2023年版調査レポートは2019年と2021年のレポートに続き、次の2つの焦点レンズを通して金融犯罪対策改革にとっての好機と問題の両方を検討する機会を提供します。

第一部：

金融犯罪リスク管理改革の進展、新たな優先分野とリスクの交差点

第二部：

金融犯罪防止・検知・低減のライフサイクルにおける有効な結果の測定とその実現に関する課題と提言

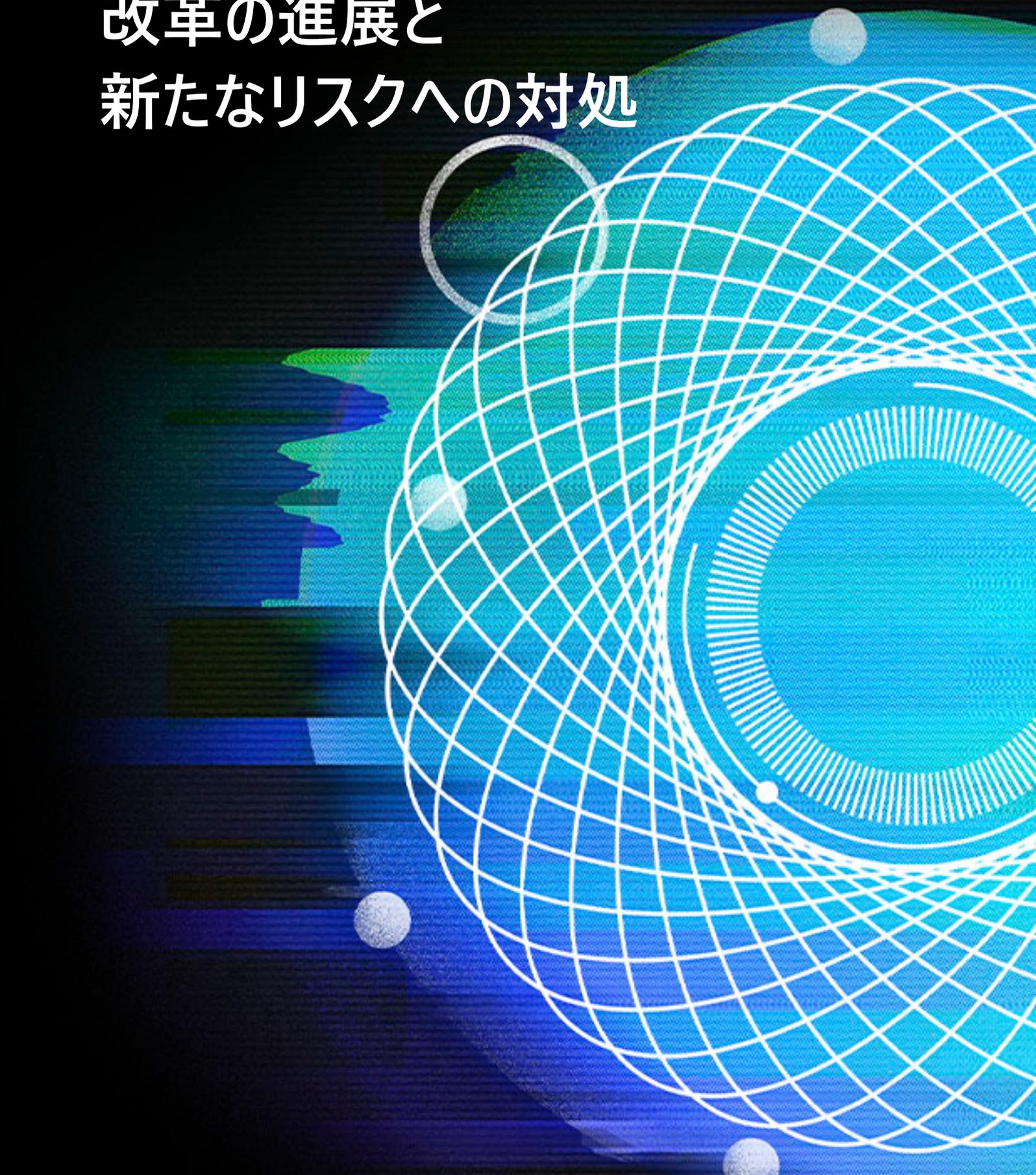
シリーズの第一弾と第二弾で強調されたように、この政策分野では一体的な取り組みの継続が切実に求められています。毎年世界では推計8,000億～2兆米ドルのマネーロンダリングがまだに行われており、金融犯罪の影響は社会のあらゆる層に及んでいます²。

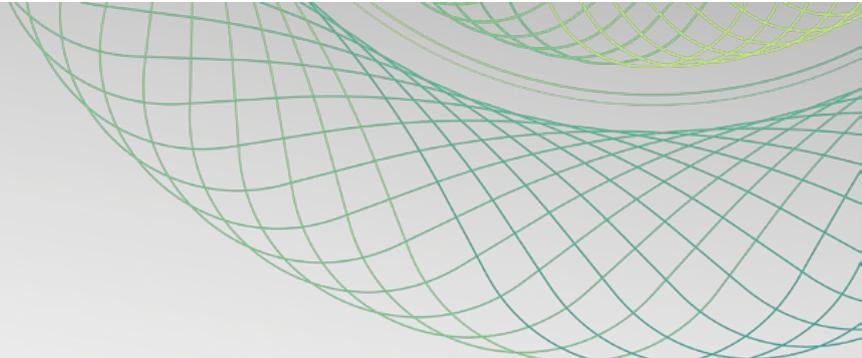
世界のさまざまな地域で武力衝突が進行しているという嘆かわしい状況は、犯罪組織やテロ組織への資金供与がもたらす有害な結果と、それに付随する金融制裁回避を浮き彫りにしてきました。こうした衝突は潜在的に相違する各国の見方をより複雑にしてい

ます。改革の約束を果たし、世界的に整合した協調的な方法で前進することは、金融サービス業界にとって、そして金融システムのインテグリティを守り、市民を違法金融の害から防御する任務を負う公共セクターにとって優先課題であり続けています。

毎年世界では、推計8,000億～2兆米ドルのマネーロンダリングがまだに行われており、金融犯罪の影響は社会のあらゆる層に及んでいます²。

第一部：金融犯罪リスク管理 改革の進展と 新たなリスクへの対処





今回の調査プロセスを通して認識されたように、継続中の作業は依然として不可欠ですが、金融犯罪リスク管理の基準や実務慣行の改革においては、特に金融活動作業部会（FATF）の勧告とガイダンスのタイムリーな更新や、制度上の欠陥に対処し規則をグローバル基準に整合させるための主な国・地域別のイニシアチブを通じて、良い進展が見られています。2021年のホワイトペーパーでは、これらの取り組みの多くについて徹底的な評価を行いました。しかし、さまざまな地域や国際的レベルでの進展に注目するとともに、まだ取り組むべき課題がどこにあるのかを探ることも重要です。

全てを網羅しているわけではありませんが、本稿に記載されている事例は、犯罪組織やテロ資金供与者によって悪用されうる断片的なアプローチを回避するために、各国・地域での改革の取り組みを調整し、健全な実務慣行を実現させる重要な機会が示されています。各国・地域間の自然な競争は制度の増強につながる可能性があり、これらの改革に関する各国間のさらなる対話は何が効果的であるか、何を改善することができるかを評価するうえで有益になるでしょう。

世界の改革に関する概要

- **国際標準策定機関**：FATF は、グローバルに一貫した金融犯罪対策フレームワークを実現させる多くの重要課題に引き続き優先的に取り組んでいます。現在シンガポールが議長国を務める FATF は、資産回復強化、サイバー不正への対策とそれによる収益の無効化、世界的なマネーロンダリング対策（AML）の有効性向上に関連した項目を優先事項として選びました。これらの優先事項は私たちの調査で強調されており、本稿の第二部で詳細に説明しています。この取り組みには、仮想資産サービス業者の監督強化、実質的支配者の透明性向上、FATF 基準の確立と精緻化、FATF グローバルネットワークのメンバー国による審査の評価と支援が含まれます。重要な点として、FATF は継続的に FATF 基準の導入によって生じる可能性のある予期せぬ結果を評価し、各国・地域内の能力向上にも努めています。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、金融サービスの悪用に対処し、要件を最新の FATF 勧告により整合させ、マネーロンダリングとテロ資金供与の拡大に対処するためのグループ全体のプログラムを明示的に要求することを目的として、実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則を更新する方針です。国際決済銀行（BIS）が実施する、マネーロンダリング対策でのテクノロジーと連携に関する「プロジェクトオーロラ」は、クロスボーダーの情報共有が持つ意義や、この分野における現実世界での進展を可能にし加速するのに役立つ技術的ソリューションの可能性も実証しています³。

FATF のほか、金融安定理事会（FSB）、決済・市場インフラ委員会（CPMI）、BCBS は G20 の要請を受けて「より速く、低価格で、透明性が高く、包括的なクロスボーダー決済サービス」の実現に向けてロードマップに引き続き取り組んでいます。これらの機関は、決済システム強化実現に向けた取り組みの一環として AML/CFT 規則の国際的に一貫性ある適用、顧客確認（KYC）と身元確認情報の共有の促進、そして AML/CFT 要件と併せて、データフレームワークとデータ保護の間の連携の見直しを行っています。FATF は具体的には現在の決済環境への適用可能性に関して、勧告 16（クロスボーダーおよび国内の電信送金）の見直しを行っています。

- **米国**：2021年に、2020年マネーロンダリング防止法（米国 AMLA）が施行され、AML/CFT プログラムのためのリスクベースアプローチが強化、体系化されました。例えば、米国 AMLA は、FinCEN に対して AML/CFT に関する国家的優先事項を策定するよう求めており、これを金融機関は AML/CFT プログラムに、規制当局と審査官では規則、ガイダンス、検査にそれぞれ組み込む必要があります。国家的優先事項を金融機関の統制フレームワークで実行させるため、それらの細部を綿密に明確化する作業が継続されています。このことが注力分野であり続けること、そして、米国 AMLA で明確にされている原則が最大限の可能性を達成するためには、明確な優先事項について直ちに合意が形成される必要があります。

国家的優先事項の実行と監視に関しては、私たちのホワイトペーパー第二弾で詳細に検討されています⁴。また、米国企業透明化法に基づいて米国実質的支配者登録制度を確立する取り組みは FinCEN によって継続されており、米財務省は米国 AMLA で義務付けられるリスク回避に関するレポートを発表しました⁵。さらに、AML の強化や、多額の金銭的報酬で個人に潜在的違反を FinCEN に報告することを奨励する新制裁内部告発者報奨金プログラムによって情報共有に及ぶものなど、予期せぬ結果の影響については、提案されたプログラムに関する規制案が発表されるまで、さらなる分析が待たれます。

- **欧州連合 (EU)** : 欧州委員会 (EC) の2020年 AML 行動計画では、単一のルールブックの作成、EU レベルの監督機関創設による AML 監督機能の標準化、官民協力の向上、FIU 間の調整強化などの六つの重点分野を決定しました⁶。2021年に EC は、アクションプランで定めた優先事項の多くへの取り組みを進めるための法案を公表するとともに、官民パートナーシップ (PPP) と EU 域内全体で金融犯罪と対峙するうえでの PPP の役割に関する協議を行う場を設定しました⁷。AML 関連法案パッケージの大半については現在、EC、欧州議会、欧州評議会の間で交渉が行われており、EU 域内での情報共有メカニズムの確立や、新たに設立されるマネーロンダリング対策中央規制機関の監督対象になる組織の選定などに焦点を置いた改定が実施される予定です。
- **英国** : 英国は第一次経済犯罪対策計画 (ECP) で定められた活動の実施と第二次 ECP の公表により、金融犯罪フレームワークを継続的に強化してきました。FIU の能力と機能の構築、および全国的な詐欺報告サービスの機能増強のため多額の予算が投じられました。その背景には、SAR 件数や不正報告の大幅な増加があります。第二次 ECP から、国家データ戦略の策定、(官民) 共通人員戦略の検討、その構築がモニタリングには有益となる企業登録制度の強化など、多くの革新的な概念が伝わってきます。

また英国は国家不正対策戦略を発表するとともに、カンパニーズ・ハウスの改革、制裁フレームワークの強化、(限定的な)「不正防止懈怠罪」の導入、情報共有法の厳格化など金融犯罪対策を支援するべく新法を数多く成立させています。財務省は先日 AML および CFT の監督に対する構造改革について専門家の助言を求めました。またマネーロンダリング規制の改正に関する別の協議も予定されています。

- **シンガポール** : シンガポール金融管理局 (MAS) は2021年、マネーロンダリング (ML)、テロ資金供与 (TF) および拡散金融 (PF) の防止に向けて金融機関が相互に顧客情報や取引情報を共有できるよう促すための規制の枠組みとして新たなデジタルプラットフォームを導入すると発表しました。「Collaborative Sharing of ML/ TF Information & Cases (ML/TF 情報と事例の協働的共有)」の頭文字から COSMIC と呼ばれるこの新しいデジタルプラットフォームを利用することで、金融機関は重大なリスクの閾値を超える顧客または取引があった場合に、その情報を確実に共有できるようになります。その目的は、金融機関を支援して不正ネットワークの特定と分断につなげ、疑わしい活動報告 (SAR) を強化することです。2023年5月の金融サービス市場法の改正によって、COSMIC の運用を可能にする法案が可決されました。政策立案者にとって、パートナーシップにおけるステークホルダー間の情報共有を促進するうえでの COSMIC がもたらすインパクトについて検証することが重要になります。
- **その他の国々での事例** : オーストラリアでは、銀行、送金サービスプロバイダー、ギャンブル運営会社、法執行機関や治安当局が参加するオーストラリア・フィンテック・アライアンスがインテリジェンスの共有、金融犯罪の防止や阻止のための解決策の開発への取り組みを継続しており、参加する組織の数は増え続けています。

また政府は最近、規制対象セクター内の複雑性の軽減と効率性向上を目指した AML 規制の改正について、専門家の助言を求めています。こうした協議は、根本的な有効性向上に焦点を置いた広範な改革の検討と合わせて考慮されることが重要です。

カナダでは2022年にカレン・レポートが公表されました。これには、ブリティッシュコロンビア州のマネーロンダリングの影響を受けやすい産業を対象にした分析や規制勧告が記載されています。その後、政府は2023年に国レベルでの AML/CFT 体制を改善する方法を検討する協議を開き、より広範な取り組みを行っています。実質的支配者の透明性や、独立した経済犯罪対策執行機関の創設など、数々の重要分野での進展が期待されています。

アラブ首長国連邦（UAE）では、2021年に国家 AML/CFT 戦略と、同国の金融犯罪対策システムの強化を目的とした改革プログラムである国家行動計画の実施を監督する執行事務局が設立されました。中東、北アフリカ、サハラ以南のアフリカの各地では、中東・北部アフリカ FATF 型地域体（MENAFATF）などの組織を通じた技術的な支援・訓練、および情報共有機能の構築に引き続き重点が置かれています。

PPP はグローバルに拡大しています。パートナーシップに関連する事柄については本稿の第二部で議論します。2014年に英国で合同マネーロンダリング・インテリジェンスタスクフォース（JMLIT）が設立されて以来、PPP の存在感が高まり、範囲も広がり続けており、欧州、米州、アフリカ、アジア太平洋の全域でパートナーシップが設立されています。

顕著な事例の一つとして、ユーロポールの金融インテリジェンス官民パートナーシップ（EFIPPP）の拡大が挙げられます。これは現在 EU、米国、英国、カナダ、オーストラリアをまたぐ多国間協力を包摂しています。EFIPPP が重点を置くのは、現在進行中のロシアとウクライナの紛争およびそれにおける制裁回避問題に関連したオープンソース・インテリジェンス（OSINT）の共有など、新たなリスクの主要分野です。EFIPPP は類型化されたデータを共有することはできますが、ケース別の情報または戦術的情報の共有を可能にするという課題が残されています。

多くの国・地域が有効性の向上に重点を置いた国家的な AML フレームワーク改革の検討または実現しているという事実には勇気づけられます。また、AML フレームワークの成熟度、法律の特徴、政治的な意欲といった幅広い要素を踏まえ、アプローチと優先事項が一樣ではないことも注目に値します。改革のアプローチを設計し実行するうえで、犯罪組織に悪用される恐れがある規制の抜け穴が意図しない形で作られないよう、世界レベルでの基準と規制の調和レベルを高く保つことが重要です。

2014年に英国が合同マネーロンダリング・インテリジェンスタスクフォース（JMLIT）を設立して以来、PPPの存在感が高まり、範囲も広がり続けており、欧州、米州、アフリカ、アジア太平洋の全域でパートナーシップが設立されています。

新しいリスクと現在の優先事項

本稿の前セクションに記載されている改革の取り組みは全て称賛に値するもので、程度の差はありますが、残されたギャップに対処することで、より効果的な結果を導く可能性があります。しかし、新たなリスクにターゲットを設定することや、体制全体が、進化する地政学的脅威などに迅速かつ柔軟に対応できるようにするなど、さらなる取り組みが必要であることも認識されています。

新型コロナ危機の際に見られたように、犯罪行為の手法や形態の変化がもたらすリスクに対処する際には、スピードと柔軟性が鍵を握っています。同様に、テクノロジーの発展によってもたらされるリスクも急速に進化します。政策立案者が新たな展開とそれが生み出す可能性のある機会や脅威について全体像をつかめず、十分な理解を持っていない場合、政策改革が遅れを取るか、または短期的な効果しか生まないという重大なリスクが生じます。サイバーインシデントによってもたらされる脅威への関心の高まり、詐欺や人工知能（AI）の使用に関するその他の不正行為に関連するトレンドなど、全てを世界規模で考慮する必要があります⁹。

仮想資産および仮想資産サービス事業者の規制と監督は、依然としてグローバルな金融犯罪フレームワークにおける潜在的な弱点となっています。FATF は積極的にこの分野に注力していますが（説明文書の公表、最近行われた勧告15の更新など）、実際には基準のグローバルな導入は徹底して実施されておらず、一貫した方法で実施されているわけでもありません¹⁰。このことから、犯罪組織によって利用される可能性がある弱点が生まれます。FATF が改善を推進し続けることが重要です。これには、「トラベルルール」の強化や、取り扱う資産の規模または種類に関係なく全ての仮想資産サービス事業者に基準が適用されることを示すための基準の範囲の明確化などが含まれます。ガイドラインの強化は技術によって支えることができますが、各国は最終的には相互審査プロセスを通じて説明責任を負わなければなりません。これらの課題に対処することは、マネーロンダリングやその他の金融犯罪の脅威に対処しながら、テクノロジーやビジネスが責任ある方法で成長と革新を続けられるようにするための取り組みを強化することにもつながります。

同様に、グローバルな決済システムの構造もイノベーションや規制面の進展に対応する必要があります。このことは、より一貫性のある規格の解釈と実施、および金融犯罪との闘いにおけるより効果的な利用などを可能にする一方で、基準の設計に意図しない結果が生じ、決済システム事業者のエンドユーザーに悪影響が及ぶ事態を決定的に回避する目的で、ISO20022に関する変更を反映するために勧告16を改定するという FATF の取り組みを浮き彫りにしています。

最後に、地政学的な安定性と安全性に関する現在の課題の重大性を考えれば、これまで以上に時宜にかなったことですが、ロシアのウクライナ侵攻への対応として課せられた金融制裁と輸出管理を回避しようとする試みから生じるマネーロンダリング・リスクは、制裁逃れを可能にする制度上の欠陥を修復するために世界的に協調した対応が必要であることを明らかにしています。違法な資金の流れを防止できない構造は、取引に関する犯罪行為を助長するとともにその資金源となり、最終的には、工夫して作り上げられた制裁体制の有効性が常に疑問視される仕組みになるでしょう¹¹。最近の武力衝突は、テロ資金供与の活動とネットワークへの対応に明確に焦点を置き続ける必要性にも改めて光を当てています。特に、テロ資金供与に関する捜査と訴追の強化、それに伴う有罪判決と資産没収に焦点を当てることが検討されなければなりません。このことは、紛争地域における人道支援の促進や、金融制裁、貿易金融、輸出管理の統合に関する課題の増大と相まって、近い将来、重要性が高まるでしょう。

脅威と優先事項が変化する中、公共セクターと民間セクター両方の基礎的な能力の開発と向上に共同で注力することが極めて重要です。これについては本稿の第二部で取り扱います。投資の焦点は、今後どのような課題が待ち受けているかに関係なく、いかなる種類の金融犯罪に対してもよりタイムリーかつ効率的に、首尾よく対応することを可能にする機能の構築に置かれるべきです。

第二部：継続的な 制度改革に向けた 課題と提言



本稿の第一部に記したように、各国・地域で改革が順調に進んでいます。これらの改革の多くは、官民連携の構築、情報共有、リスクの優先順位付けなど、2019年と2021年の調査で言及された主な懸念事項と提言に重点を置いています。これらのトピックについては本セクションで詳細に検討しますが、過去数年で生じた大きな課題の多くは依然として重要な意味を持っています。以下に例を挙げます。

- 効果的な体制の主な特徴と成功をもたらす関連指標を定義し、精緻化し、それらに関して合意を形成するためにさらなる作業が求められます。逮捕や犯罪資産の回復などにつながる極めて有用な情報を法執行機関に提供するなどの結果を出すことよりも、法令順守の義務付けに制度の重点が置かれすぎているという認識が依然残っています。措置について合意を形成し、制度全体の活動を調整する明確なリーダーシップが極めて重要です。このリーダーシップは、価値の高い活動を奨励し、結果を重視する体制全体の能力を下支えする監督のフレームワークによって支えられなければなりません。
- 国家レベルでは、ステークホルダー（規制当局、政策立案者、法執行機関、民間セクター）間の分断が、金融犯罪リスク管理における一貫したアプローチの構築を阻害し続けている状況が多く見られます。ほとんどの場合、設定した優先事項に関する明確な構造を作成し、法的フレームワークの矛盾を解消（プライバシー関連法と AML 関連法など）、パフォーマンスの目標を整理し、金融犯罪情報に関するデータ共有をめぐる課題を調整することが重要になるでしょう。基本的に「体制全体」のアプローチが各国・地域で導入される必要があります。犯罪組織はサイロ的に活動しておらず、金融犯罪対策の枠組みもまたサイロ化されてはならないのです。
- リスクベース・アプローチが引き続き重要な推進原則であり、より効果的に、効率的に、確信を持って導入する方法について継続的な改善を促すうえで、あらゆるステークホルダーにとっての注力分野であり続ける必要があるという点でコンセンサスが得られています。情報共有、共同の優先順位付け、政策立案者と監督機関の一貫性、そして本稿に記載されるその他の概念は、このアプローチを実現させる重要な要素です。

基本的に「体制全体」のアプローチが各国・地域で導入される必要があります。犯罪組織はサイロ的に活動しておらず、金融犯罪対策の枠組みもまたサイロ化されてはならないのです。

- 体制・仕組みに投入されるものと成し遂げられる結果との間のミスマッチへ対応する必要性が依然としてあります。このことは特に、民間セクターからのインプットに当てはまります。例を挙げると、民間セクターでは報告義務を果たすために膨大なリソースが投入されるものの、FIU が提供された情報を適切に活用することができないといった場合があります。本稿で取り上げたテーマの多く（情報共有の強化など）は、金融犯罪対策のエコシステム全体にわたってその能力と機能を確実に有効活用する潜在的な力を持っています。これらは、監督と検査が、特定されて合意された有効性の尺度を中心に行われるようにする改革と併せて実施される場合に可能となります。
- 強力な金融犯罪対策フレームワークの構成要素が総合的に対処されていることを継続的に確認することが依然として重要です。FATF グローバルネットワークは、犯罪対策で成果を達成するために利用可能な能力に関してさまざまな成熟度の国・地域を包含していますが、重要なのは FATF 基準に示されている AML/CFT のファンダメンタルズと広範な金融犯罪リスク管理の実践です。

より大きな成功を収めるには最終的には勇気が必要です。現状を維持するだけの時間と材料への投資は惰性を生み出すだけです。しかし、グローバルな金融犯罪のフレームワークはまだまだ必要な成果を十分に上げておらず、このことが変革に向けた決意を継続させる原動力となっている点では大方の合意が得られているようです。また、全ての犯罪を止めるのに必要なリソースは決して存在しないなど、いくつかの厳しい事実を受け止めなければなりません。そのために、公共セクターと民間セクターで、また国境をまたいで共同で利用可能なものを用いて、より多くのことが成し遂げられるようにする必要があります。

こうしたなかで、私たちは次の分野を綿密に検討します。これらの分野においては、さらに深掘りすべき実現要素を2023年版の調査で特定しました。具体的には、次の分野における金融犯罪リスク管理改革に関する継続的課題と進化する課題を検討します。

- 情報共有基準
- データプライバシーに関する考慮事項
- 金融犯罪データに関する多国間協力
- 官民パートナーシップ
- 資産回復
- 不正（Fraud）検知・防止
- 体制全体の機能のさらなる向上
- 金融犯罪対策フレームワークでの優先順位付けと組み合わせた有効性の測定

金融犯罪リスク管理改革に関する継続的課題と 変わりゆく課題

a. 情報共有基準

増大する情報の共有を円滑化し、国内外の犯罪やテロリズムに関連した金融活動、脅威、リスクについてのデータをより有効に国内外で利用することは、私たちのホワイトペーパーに一貫するテーマであり、より有効な金融犯罪リスク管理制度を実現させる基本的要素として認識しています。組織、セクター、国をまたぐ効果的なデータのやり取りを実現させることは間違いなく大きな目標であり、組織化されたグローバルに広がる犯罪活動の現実を反映しなければなりません。

FATF は、国内の AML 関連当局とデータプライバシー関連当局間の協力・連携に関する勧告2、金融機関のグループ内情報共有に関する勧告18の改定を採択し、この分野で大きく前進しました¹²。しかしながら、こうした変革にもかかわらず、多くの金融機関では依然としてグループ全体の情報共有には問題があると認識しており、法域をまたいで基準の適用は一貫した方法で行われていません。同様に、私たちの調査からは、勧告2の原則が制定されたにもかかわらず、法律の矛盾を解消してデータを共有する能力の向上に関して得られるべき成果が必ずしも広く行き渡っているわけではないことが判明しました。

FATF が相互審査報告（MER）プロセスを通じて勧告18の実施状況をより綿密にテストし、グループ内情報共有の実際的な適用に関して将来に横断的レビューを行う可能性を検討する機会が残されています。勧告2の実施状況も同様に MER プロセスを通じてレビューされる可能性があります。FATF は関連の解釈ノート（解釈2）の改定も検討すべきです。このレビューの焦点は、実施の根拠を強化し、金融犯罪対策当局とデータプライバシー当局間の協力と連携強化が、法律制定における有効な情報の入り口の構築または既存ルールの明確化に真につながるようにすることに置かれるべきです。

ドイツ FATF 議長国の活動とその報告書「金融犯罪との闘いにおけるパートナーシップ」：データ保護、テクノロジー、民間セクターの情報共有に関する報告書¹³に基づき、FATF 基準をさらに改正し、有効な金融犯罪対策制度を測る重要指標の一つとして、国内の、そしてクロスボーダーの情報共有のメカニズム確立に関する新しい基準を組み込むことを検討する時です。拘束力のない勧告から拘束力ある勧告へ移行することで、世界的な基準が設定されます。これによって、ステークホルダーが金融犯罪活動の全体像をこれまで以上に把握できるようになるため、より良い結果を得られるでしょう。これは、金融機関が、犯罪組織の活動の防止と検知を試みるなかで、そうした組織と情報に関して対等の立ち位置に立つことが可能になる方向に進むでしょう。このプロセスには、情報共有メカニズムの好事例を国を超えて統合し活用することのできる、各国・地域の健全な実務慣行を継続的にレビューすることが含まれていなければなりません¹⁴。

b. 情報共有とデータプライバシーに関する考慮事項

私たちは、勧告2の実行が強化されたとしても、データ交換を検討する際には、データプライバシーとデータセキュリティについて引き続き考慮する必要があることを認識しています。時として、共有された「リテラシー」が欠如することが問題になる場合があります。データ保護/プライバシー（DPP）の専門家は AML/CFT の専門家でないことがほとんどで、その逆も同様です。

この問題は、「保護」と「共有」に関する規制上の義務の性質の違いが、規制監督と監督取り締まりについて異なる見解が生じうるという事実が、この問題をさらに複雑にします。

私たちは引き続き、データ保護の高い基準と金融犯罪検知のための関連情報の共有が相反するものではないことを強調しますが、運用上のバランスを取り、これらの課題の理解に対する基本的な違いを克服するために、まだ多くのことを成し遂げなければなりません。そのため、私たちは FATF の支援のもと、AML/CFT と DPP の上級フォーラムを組織し、クロスボーダーの情報共有の促進に向けて各国のデータ保護当局や金融犯罪関連当局が結集することを引き続き推奨します。

こうしたプロセスの成果は、データ保護とセキュリティの維持と金融犯罪防止を両立するという共通の目標の達成に向けて、アプローチの差異の調整に役立つ原則、そして同等性認定の決定もしくは法律と規制に関する相互認証（適切と判断された場合）につながるような解決策の策定に役立つ原則に沿った取り組みを促す可能性があります。これによって金融犯罪に関する有意義な情報交換が強化され、政府間だけでなく、金融機関の間、政府と金融機関の間、そして異なる国・地域の金融機関の間で拡大していく可能性があります。

今後は、顧客データの保護に関して、こうした議論がサイロ化された環境で行われることがないようにすることが重要になります。公共セクターと民間セクターは、DPP フレームワークの文脈の中で、金融犯罪に関する情報を適切に共有することから得られる利益について市民社会と積極的に対話すべきです。この対話では、社会の一部の金融排除がさらに進み、de-risking の問題をさらに深刻化させるのではないかと懸念に対処する必要があります。不十分なデータによってもたらされるリスクを管理するために顧客や地理的範囲を一律に再評価するのではなく、情報共有の強化がよりの絞ったリスク評価につながり、金融包摂を支援することを明確に説明しなければなりません。

c. 金融犯罪データに関する多国間協力

FATF を通じて国際レベルでの基準と慣行を強化することは必要不可欠ですが、その他の多国間協力または二国間協力の形態を重視することも必要とされています。例えば、複数の国・地域にまたがる疑わしい活動報告/疑わしい取引報告（SAR/STR）の提出はいまだ可能ではありません。これは、本稿のシリーズを含めて、過去十年の間に幾度も提起されてきた問題です。現状では情報は国境を超えられず、能力が無駄になり、クロスボーダーの法執行の有効性を損ない、犯罪組織だけを利することになります。

FATF がこの点での進展を推奨することは有益ですが、実際の最初のステップは、二国間または志を同じくする国のグループが協働し、世界の金融機関が持ち寄る情報のより多くが有効活用されるようにすることであると考えられます¹⁵。同時に、共有を可能にして参加への信頼を与えるためには、この文脈において「内報」に関するルールを明確化する必要があります。これは、内報ルールに抵触する恐れから全般に SAR/STR 情報の共有に関して抑制感があり、多国間報告体制の文脈においてはこの抑制感が強まるとの認識によるものです。

各国・地域は、情報交換を強化する協力分野についてクロスボーダーの対話を推進すべきです。このことは、既存の規制・監督に関する国際連携メカニズムを利用することなどにより達成することができでしょう。このメカニズムは、各国・地域が相互認識の判断または基本合意書（MOU）を通じて認識されるフレームワーク間の同等性を確立するのに役立ちます。加えて、金融サービスの分野では多国間の対話が進行しています¹⁶。これらは協力分野が最大化される、上記のようなデータ交換やさまざまな法制度でのデータプライバシー・ルールの明確化など、特定の問題への注力に活用することができるでしょう¹⁷。法体系、規制、または監督体制の違いから生じる限界は認識されていますが、協調を進めることができる場合は、それは国際的な対話で優先されるものとして考慮されるべきであり、改革のスピードへの対処に役立ちます。

d. 官民パートナーシップ

私たちの調査では、金融犯罪との闘いのために情報共有を行う PPP の構築と進化が主なテーマになっています。金融機関、法執行機関、政策立案者、規制コミュニティ間の連携は効果的な金融犯罪対策フレームワークを構成する要素とします。重要性を高めており、エコシステムのステークホルダー間にあるサイロの打破と、制度の能力をより有効に活用することを可能にしています。

PPP の重要性を考えると、その設立から現在までの十年間で学んだこと、そしてその貢献を強化するためにさらなる取り組みを優先すべき箇所を理解することは極めて重要です。鍵となる提言は2019年¹⁸と2021年¹⁹のレポート、そしてこれらの執筆者によるその他のレポート²⁰で既に示しています。本稿では過去の提言に基づき、さらなる提言を行います。PPP の価値は進化し、今では願望ではなく期待としてみなすべきだと考えられています。

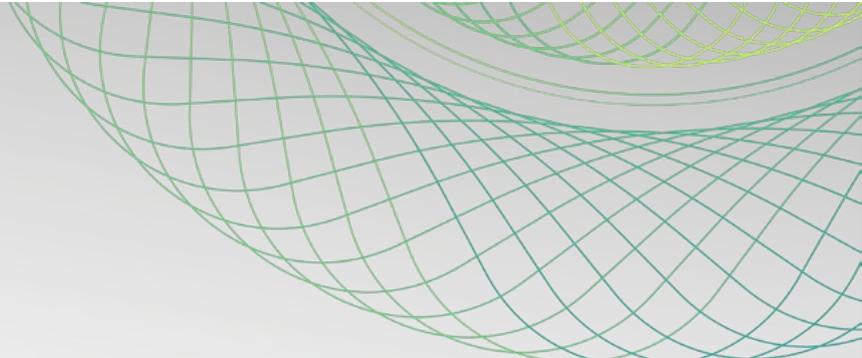
したがって FATF 基準の中で PPP の重要性を明確に位置付け、公共セクターと民間セクターが官民連携体制を構築または強化することを奨励すべきです。この基準は、効果的な PPP はどのようなものかについて明確なガイダンスを提供すべきであり、戦術的、類型的な情報共有の両方にわたるパートナーシップを含むべきであり、そして国の AML 政策の共同開発にまで及ぶべきです。重要なことは、基準が効果的な PPP の主な特徴、機能、結果について説明されていることです。これらはその後、MER プロセスを通じて測定され、テストされ、認められなければなりません。こうした有効性の評価は、PPP を構築すること自体が目的であるとみなされないようにするうえで重要です。

基準では特定の PPP 運営モデルの採用を義務付けるべきではありません。何故なら、イノベーションを奨励し、さまざまな脅威の特性や法的フレームワークなど地域の状況にモデルが適応することを可能にするために、十分な柔軟性を維持する必要があるためです。しかしながら、基準の創出と実施は、各国を最低限の能力レベルに達するよう奨励しつつ、同時に PPP が既に存在する場合は、さらなる構築と改善を奨励し加速させるメカニズムを作り出します。

PPPの価値は進化し、今では願望ではなく期待としてみなすべきだと考えられています。

本稿の別の箇所で指摘するように、金融犯罪対策として配備されている民間セクターの能力は既に大きくなっています。FATF の新たな PPP 基準の創設が、参加者にさらなる規制上の負担をかけることになってはならず、参加は自己の判断に基づいて奨励されるものであるべきです。ある国・地域が参加を義務付ける決定をした場合、これは既存のリソースをより有効に活用するという重要な政策目標の一環として、中止が可能な「低い価値の」活動を特定するレビューと合わせて試みられるべきです。この概念については本稿のセクション2で詳しく検討します。

新たな基準は世界各地での PPP の構築と効果的な運営を促進することに役立ちますが、既に確立された PPP にとって克服しなければならない次なる問題は、いかにしてデジタル化を成し遂げ、データ主導型となり、脅威に対応したペースと規模で運用できるかということです²¹。この点に関連した考慮事項と実現要素には引き続き、規制の「サンドボックス」制度の利用拡大、政策立案者のイノベーションに向けた明確な動機付けと支援、公共セクターと民間セクターの両方に利益をもたらすイノベーションに関して、開発のリスクとコストを両セクターが公平に負担することなどが含まれます。



情報共有の拡大に関する問題の多くがサイロ化されたデータを集約する必要性に関連していることは注目に値します。しかし金融エコシステムの中には、全国的な決済システムや清算システム、コレスネットワークなど、データがある程度既に集約されているポイントが存在しています。PPP のデジタル面の進化を検討する際、金融犯罪対策エコシステムのステークホルダーは、既存のデータ集約ポイント（全国決済システムなど）において一元化された金融犯罪分析を実施する方法を検討し、疑わしい活動パターン（組織内のサイロ化されたデータの分析では特定できないパターンを含む）を効率的かつ効果的に特定、阻止するために国のデータ戦略を通じて協力する必要があります。本稿の執筆者²²やその他の者²³によるこの分野の調査では、特に決済構造をより効果的に活用することの潜在的価値が示されてきました。これについては本稿の「さらなる体制全体の機能」のセクションで詳細に検討します。

ステークホルダーはまた、政府発行の ID 文書のレビューなど、エコシステムの複数のステークホルダーが金融犯罪に関する責任を果たすなかで共通の参照点として使用するデータを特定するよう努めるべきです。その次に、そのデータへのアクセス（適切な管理を行う）を多くの関係者のために一度サービスとして提供するための方法を検討するための措置を講じるべきです。このような信頼性の高い共通のデータセットへのアクセスは、キャパシティを解放し、重複する処理を削減するでしょう。

PPP はまた、規制対象セクターによる金融犯罪対応に役立つ場合は、マクロレベルのデータ共有を促進することになります。例えば、国の FIU は頻繁にセクターが提出した SAR/STR の総数に関するデータを共有しますが、一般的にそのデータは前提犯罪別、疑われるマネーロンダリングの種類別、または組織の区分別に分類されません。そのような詳細なレベルに分類したデータは共有しても機密性を侵害するものではなく、むしろ金融犯罪に関連した重大な異常値が存在するかもしれない分野を特定し評価するために組織が利用することのできる有用なデータポイントになるでしょう。

PPP が相互に連携し、複雑な国際的不正行為に取り組むことの重要性が高まっています。そのため、そのような情報交換を可能にする必要な法規制の改革または明確化を行うことで、PPP 間で、また EFIPPP のような多国間 PPP を通じて、クロスボーダーで戦術的データの共有をいかにして行うことができるのかについてより明らかにする必要があります。これについては本稿の「グローバルの改革に関する概要」のセクションで議論されています。

最後に、ここで言及されているデータとデジタル化の改革機会を検討するにあたって、PPP のステークホルダーは自らのパートナーシップに含まれるスキルについて他とは違う考え方をする必要があります。これまで、公共セクターか民間セクターかを問わず、PPP のメンバーは情報機関や捜査機関での経歴を持つ者から選ばれてきました。脅威に関する知識が鍵を握るためです。しかしながら、将来のモデルに目を向けると、パートナーシップで活用されるスキルセットの範囲を広げ、政策によって許可される物事の変化に合わせてデータサイエンスやバルク解析のスキルなどを含めるようにすることが一層重要になっています。

e. 不正(Fraud)検知・防止

不正 (Fraud)（以下、不正）は国際的に重要度が増している問題であり、犯罪組織が不正を行う方法は、新しいテクノロジーとプラットフォームによって脅威のベクトルが増加しており、これまで以上に多くの人が被害を受ける可能性があるなか、複雑性を増し、より広い範囲に影響を及ぼすようになっています。

一部の国では不正は国家安全保障上の脅威と言われてきましたが²⁴、不正に対処するために公共セクターが投入するリソースには一般的にそれほど高い優先度が反映されていません。多くの国では、不正に対する法執行機関の対応は限定的であり、不正事例の大多数は捜査されていないか、または犯罪対策の成果は不十分です。一部の国・地域で行われている法的フレームワークの改革は、その意図は適切ですが、不正による損失への補償責任を金融機関に負わせることで状況を悪化させる可能性があり、犯罪者には影響を及ぼさない一方で、不正の被害者が警戒心を緩めるという予期せぬ結果を招く可能性があります。

この政策方針の効果については、不正へのより一貫した対応の構築という文脈でさらに検討しなければなりません。

不正があまりにも長い間金融機関と市民だけの問題とみなされてきたという認識が広まりつつあります。一部の国・地域で確立された広範な民間セクターを対象とする「不正（Fraud）防止懈怠罪」は、ある意味この問題を認識した結果なのです²⁵。にもかかわらず、一度被害者が詐欺にあい、資金が（特に国をまたいで）金融システムに流れ込んでしまうと、多くの場合で手遅れになります。世界的に資産回復措置への注目が高まっているにもかかわらず、資金は法執行機関の手の届かないところになってしまうためです。代わりに、大規模な検知と防止が鍵を握ります。

これを可能にするために、より広範なエコシステムのステークホルダーを集団的な不正との闘い、特に不正を行う組織によって被害者へのアクセスに利用されるセクターを闘いに参加させることが極めて重要です。これらにはソーシャルメディア・プラットフォーム、通信事業者、短時間で消去されるメッセージアプリ、インターネットサービス事業者などが含まれます。この問題に対する認識は、FATF での議論で発展してきました。金融犯罪のライフサイクルへの注目が高まることは、一貫した包括的な国際金融犯罪対策フレームワークの構築を成功させるうえで重要な要素になっています。

マネーロンダリングと同様、不正は本質的にグローバルな性格を持ち、グローバルに連携した対応を必要とします。具体的には、特に犯罪組織が多額の資金を手にして気づかれないまま逃げることができる、仮想資産の不正利用に関連して、FATF がサイバー不正のほか、ランサムウェア攻撃の規模増大と件数増加を重視していることは、歓迎すべき進展です²⁶。2023年の FATF 報告書では、公共セクターと民間セクターをまたいだ国内の調整、多国間の国際協

力、注意喚起がいか不正の防止と検知の増強に役立つのかを概説しています²⁷。

しかしながら、世界レベルでの不正との闘いが重要であるとの合意が形成されているならば、既に制定されているマネーロンダリングとテロ資金供与の基準に匹敵する、グローバル基準を確立すべきことは明らかです。これは FATF の進化と、とりわけ防犯措置の有効性に向けた焦点の変化で得られた教訓を取り入れた FATF フレームワークの中で、またはそれに沿って確立することが可能です。

マネーロンダリングと同様、不正(Fraud)は本質的にグローバルな性格を持ち、グローバルに調整された対応を必要とします。

このようなフレームワークの創設は、不正との闘いのあらゆる側面（立法、規制、測定、執行）に関するグローバル基準を制定し予測を立てるのに有用です。これらの側面は FATF の相互審査プロセスに整合した監査プロセスの下で捉えられる可能性があります。こうした取り組みは野心的なものです。最終的にグローバルベースでの対応の強化と標準化につながり、犯罪組織にとってより好ましくない環境を作り出し、国によって前進の程度とスピードに差が生じた場合に規制のアービトラージが生じるリスクを防ぐこととなります。

最後に、コンダクトリスク対応措置と適切なガバナンスはより広範に不正と戦うために必要であることを認識しなければなりません。不正検知の適切な基準（内部通報規定）と責任者に責任を取らせることは、犯罪防止システムの必要な要素であり、本稿で詳しく説明されるその他の注力分野にも影響を及ぼしています。

f. 資産回復

密に行われるという犯罪の性質を考えると、違法な金融活動で得られた利益に関して、または年間に洗浄された資金の総額について、正確な数字を計算することは本質的に困難なことです。本稿の第一部で説明したように、推計は一般的には大きな数字になっています。回復される犯罪資産の総額についてさまざまな概算がなされていますが、計算すると、結果は一様に少額です²⁸。「より多くの資産を回復すること」が有効性を測る数少ない判断基準の一つであり、これが重要な成功のパロメーターであると金融犯罪対策エコシステム内のほぼ誰もが同意していることは注目に値します。したがって、本稿に概説した防止策の構築とともに、資産回復率を上げる方法を特定することに私たちがこれまで以上の焦点を当てることは極めて重要です。そして、シンガポールを議長国とする FATF が、この課題に優先順位を与えていることは大いに歓迎されます²⁹。

上述の推計値の差は、対処を必要とするこの分野での特有の問題を示しています。国・地域によって回復資産の計算に用いる方法が異なるため、世界的な金融犯罪対策体制のマクロレベルでの有効性を完全に理解することは極めて困難です。このことは、政策立案者がどの国のアプローチが真に最もインパクトのあるものなのかを見極める力を弱め、より効果的な慣行を認識し再現することを難しいものになっています。

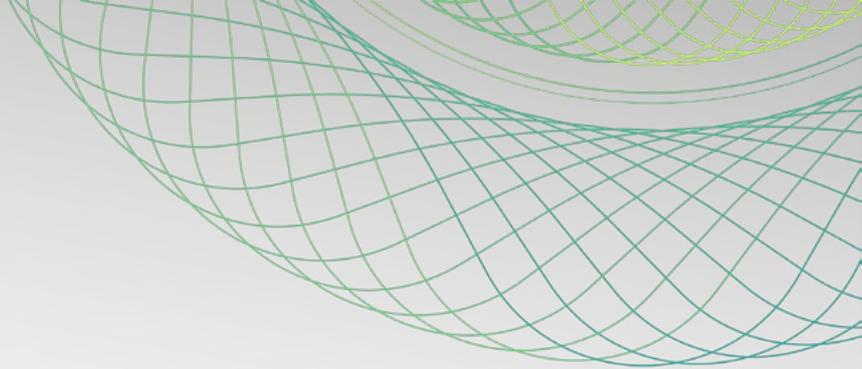
相互審査プロセス内で整合性を保つことも重要であり、一部ではこの点に関して改善の余地があると指摘する声もありますが³⁰、データ収集の基準や定義の共通化も重要です。したがって、FATF が、共通の基準が人為的に操作される可能性があるという懸念にも対処しつつ、この分野におけるガイダンスを強化できるかどうかを再検討することには価値があると思われます。

上記のようなデータに関する課題はあるものの、有罪判決を前提としない資産回復（NCBAR）や没収の導入と効果的な適用に重点を置くことで、成果を向上させることができるという点では意見の一致が見られます³¹。したがって、全ての国に NCBAR 体制の確立を要求するために FATF 勧告を改正するという最近の発表³²は極めて大きな意味を持つのです。

FATF は有効性を示す肯定的な指標として資産回復を増やすことの重要性が認められていることに留意し、有効性の審査項目（IO）8に一層重点を置くべきです³³。有効性は、受け入れられた総価値（上に記載）の定義、そして法的に可能な場合は国・地域レベルでの NCBAR 法とプロセスの制定と適用における進展を通じて考慮されるべきです。相互審査プロセスにおいては、犯罪フレームワーク内での資産回復結果を向上させる革新的アプローチの実行に対して評価を与えることができるでしょう。これには国の作業メカニズムに資産回復義務を組み込むこと、より多くの資産をより迅速に追跡するための PPP を構築すること、これらの取り組みに適切なリソースを割り当てることなどが含まれることも考えられます。

即時決済の増加により、資産回復の観点から考慮すべき問題と複雑さが生じています。決済の迅速化により、犯罪組織は法執行機関の介入能力をはるかに上回るペースで資金を動かすことが可能です。国境を超える決済の場合、法執行機関が直面する問題はさらに大きくなります。一部の国・地域の政策立案者は、不正防止と検知をより効果的に行うために、特定の決済が国境を超える前にそのスピードを減速させることを認めることが望ましいかどうかを検討しています。こうした変化は、捜査能力の強化とともに奨励されます。これらにより、高リスク取引または疑わしい取引が国外に移転される前に法執行機関と規制対象セクターに介入するための時間的猶予を与えることができ、資産回復の促進にも役立ちます。こうした変化は、より迅速な決済執行の商業的価値を損なうことなく達成できると私たちは考えます。

回復される犯罪資産の総額についてさまざまな概算がなされていますが、結果は一様に少額です²⁸。



しかし、国境を越える資金移動のスピードを遅らせる機能などのツールは、違法な資産の海外移転を防止するのに役立つかもしれない一方で、全ての移転を防止することはできません。そのため、世界中で迅速に資産を追跡して突き止める集合的な能力を強化することが欠かせません。FATF の勧告38には「各国は外国の要請に応じて、犯罪から得た収益を特定し、凍結し、差押え、剥奪するための迅速な行動をとる権限を持つべきである³⁴」とあります。しかしながら、勧告38の目的を支えるために整備されているプロセスは遅くて複雑であるか、またはそのいずれかです。これにより犯罪組織と、海外資産を突き止めて没収しようとする法執行機関の能力に重大な不均衡が生まれます。

FATF とその加盟国・地域は、特に勧告38に示されている「特定」と「凍結」のスピードをいかにして速めることができるかについて検討すべきです。FATF は既に資産回復ネットワーク（ARIN）³⁵との連携強化と、FATF・国際刑事警察機構（インターポール）ラウンドテーブル協議（FIRE）³⁶を通じてのクロスボーダー連携の奨励を目指した勧告について検討を行っています。一方、各国・地域が国境をまたぐ犯罪収益の追跡のために迅速に連携できるよう、現在の情報請求とリスク警告のプロセスをいかにして自動化できるかについて検討される可能性があります。この文脈においては、クロスボーダー決済のメッセージングサービスや通信を含む既存のデータの流れが重要な実現要素になる可能性があり、犯罪資金の移動を複数のステップを通じて追跡し、現在可能であるよりも迅速に資金の移動を止め凍結を可能とすることに役立つ可能性があります。

クロスボーダーでの資産回復に関して、インターポールの金融犯罪・汚職防止センター（IFCACC）と、シルバー・ノートिसの概念復活など幅広い課題を検討する義務を負っている関連の専門家作業部会の創設について言及します。シルバー・ノートिसは、特に犯罪資産の追跡と回復を狙いとしたインターポールの通知一式に追加するよう提案されているものです。

シルバー・ノートिसの詳しい機能はまだ明らかにされていませんが、それが一つの要請を通じて、捜査機関が世界のどこかに「眠っている」犯罪資産を突き止めることを可能にするメカニズムを提供するならば、その導入は国際的な資産回復の方向性を大きく動かす可能性があります。凍結と回復には、その後他の法的手段を通じた二国間の連携が必要になりますが、シルバー・ノートिसはさらに多くの資産凍結を可能にするプロセスを加速させる重要な端緒となるでしょう。

インターポール加盟国がシルバー・ノートイスの対象管轄地域内に資産が存在するかどうかを確実に特定できるようにするには、どのデータが必要になるか、またそのデータにどのようにしてアクセスするかについての早期の検討を含めて、シルバー・ノートイス導入の進展を加速させなければなりません。上記のクロスボーダー決済のメカニズムもここでは役立つでしょう。シルバー・ノートイスの利用に関する適切な保護手段が、その悪用を防止して導入の効果を保つために、早い段階で実施されるようにすることが重要になると思われます。

本稿の「金融犯罪データに関する多国間協力」と題したセクションで提起した多国間 SAR/STR 体制という概念は、資産回復の文脈においても関連しており、シルバー・ノートイスの実現と FATF 勧告38に記載される要素のさらなる自動化を可能にするものの一つになり得ます。ステークホルダーは、FATF とエグモントグループの支援を受けて、この点に関する世界的な報告センターの設立が可能かどうかを検討する必要があります。同時に FATF とエグモントグループは、現行のフレームワーク内での、そして本稿で推奨される文脈での情報共有の強化と加速を実現させるものとして、多国間 SAR/STR 体制内でのデータ標準化に重点を置くべきです。

g. さらなる体制全体の機能

新たなリスクと地政学的変化を受けて、金融犯罪対策フレームワークに関する懸念が否応なく高まる一方で、鍵を握る「体制全体」の機能の開発と強化は、脅威の状況にかかわらず、最終的により良い結果をもたらす支援となります。ステークホルダーは、上記の課題とともに、違法な資金の流れを遮断し、減少させ、防止する取り組みの核として、次の機能に引き続き重点を置くべきです。

- i. 企業の透明性向上：真の実質的支配者またはビジネス関係において統括を行う者を特定することは、公共セクターと民間セクターが国際金融犯罪と戦ううえで極めて重要です。最新で、信頼性が高く、検証済みで、利用可能な実質的支配者の情報にアクセスすることは、引き続き世界的な優先事項です。この課題の重要性は、例えば、ロシアによるウクライナ侵攻などに関連してわかりにくい実質的所有者制度が国際的な制裁措置を弱体化させるうえ果たしうる役割や、経済安全保障上の措置の回避を可能にするという点においてこうした不透明性がもたらす広範な影響によって、より大きなものになっています。

犯罪組織やテロ資金供与者が違法な行為を隠すために会社設立の慣行を悪用することは現在でも極めて容易です。特に、実質的支配者情報の報告とアクセスのアプローチが国や地域の間で異なっていることが、有効性を阻害する大きな障壁となっています。勧告24と25に関するFATFの基準に整合させることは、企業の透明性に関する共通ルールの国・地域をまたいだ適用に役立ちます。グローバルな調和も、国または地域の実質的支配者登録簿に最終的に記録されている実質的支配者情報へのアクセスという点での、相互運用性の向上に役立ちます³⁷。

しかしながら、やるべきことはまだ残っています。実質的支配者登記制度が確立された場合は、データが正確で信頼できるものであることを確認するために、適切な当局によってレビューされる必要があります。これによりその内容により高い信頼が置けるため、体制全体の中で重複した活動が削減できる可能性があります。そして何よりもまず、FIUや適切な規制当局、法執行機関、金融機関など、この情報を必要とする正当な目的を持つ組織がアクセスできるようにしなければなりません。

犯罪組織やテロ資金供与者が違法な活動を隠すために会社設立の慣行を悪用することは現在も極めて容易です。

また、登記制度はより意欲的なものにするよう奨励しなければなりません。よくあることですが、誤ったデータを受動的に受け入れる保管場所として機能するだけでは不十分です。登記制度はより広範なインテリジェンスのエコシステムの中で積極的な役割を果たすスキル、機能、使命を持つことが期待されます。この役割を強化することによって、さらなる分野横断的な機能が構築され、優先度の高いリスクの防止と検知に利用できるようになります。

- ii. 決済データの有効活用：本稿の情報共有とPPPに関する議論で指摘したように、複数の金融機関やその他規制対象組織から集められたデータを蓄積して分析することで、犯罪組織のマネーロンダリング・ネットワークとその他の金融犯罪について、サイロ化したデータ分析で得られるよりも優れた考察が得られます。しかしながら、情報共有の基準、プロトコル、法的根拠で合意に至るには、複雑な過程を経て、多大な時間をかけなければなりません。したがって、複数の金融機関からのデータが既に一カ所に集まっている既存の金融システム内のデータ集約ポイントは、情報共有ユーティリティの利点がより早く実感される機会を提供する可能性があり、新設のデータ蓄積プラットフォーム構築までの代替、またはそれを補完するものとして検討されるべきです。

世界と国内の決済構造はこうしたデータ集約ポイントを提供することができ、金融犯罪と対峙するうえでの潜在的な共有機能として積極的に検討されるべきです。世界レベルで決済の透明性に関する取り組みが進められていますが³⁸、決済構造の設計と運用という文脈での「成功」は、決済資金の移動の効率性だけでなく、金融犯罪との闘いにおいて意義ある機能を提供する構造の能力にも基づいて判断されます。

上述の決済構造の利用強化に加えて、組織間決済およびクロスボーダー決済の透明性の向上に重点を置くことも重要です。特に重要なことは、（規制の対象でもない可能性がある）新規市場参入者にも「伝統的な」決済事業者と同じ金融犯罪対策基準と期待値を適用することです。全ての市場参加者に共通の基準を適用できなければ、決済資金の流れに盲点生まれ、犯罪組織に悪用されてしまいます。

こうしたなか、ISO20022の導入は、決済メッセージングに含まれる情報を標準化し、深化させる真の機会を提供し、国内および国際的に金融犯罪対策目的での情報共有を改善する可能性があります。異なる決済レールの相互運用を可能にする基準を重視することは極めて重要です。そのため、ウォルフスバーグ・グループが最近、決済透明化基準の改定版を公表したことは時宜を得たことです³⁹。この基準の基本原則は、勧告16の改定に関連した FATF による改革を含めて、より広範な決済改革の文脈で慎重に検討されなければなりません。

- iii. 能力と機能の増強：健全かつ安定的な金融犯罪リスク管理環境の構成要素を確保することは、依然として特に注意が必要な体制全体の実現要素です。FATF グローバルネットワークの観点から見ると、有効な AML/CFT の結果を出す機能と広範な金融犯罪に関する優先事項の間には今も大きな差が存在します。したがって、公共セクターと民間セクター両方で、教育、訓練、技術支援に関して追

加の取り組みを検討すべきです。

具体的には、多国間で主導される取り組みが次の3分野において引き続き必要とされています。

1. 公共セクターと民間セクターが開始した現行の技術支援プログラムを吟味し、金融犯罪対策の結果を改善する目標を達成するうえでの有用度を評価すること。
2. 上記の実行に基づき、国や地域の特殊性を考慮しながら、グローバルに技術支援プログラムに適用できる原則と実務慣行を確立すること。
3. 政府、国際機関（国際通貨基金と世界銀行を含む）、民間セクターの間で、必要に応じたプログラムの確立と強化に関して調整を図ることが、最終原則に基づき必要とされています。各国に技術支援を提供するために適切に公的資金を投入することも、検討すべき重要な要素です。

有効性の測定と優先順位付けの重要性

本稿と2019年からのホワイトペーパーシリーズを通して指摘してきたように、国・地域によって金融犯罪フレームワークの相対的成熟度は異なります。それは体制のステークホルダーの信用と信頼のレベルも同様です。しかしながら、全ての国・地域では、リスクベース・アプローチのために堅固な基盤を構築し、各国間の一貫性を確保するために、グローバル基準の導入に引き続き注力する必要があります。ただし、基準を導入するだけでは、必ずしも効果的な体制が構築されるわけではありません。

金融犯罪のライフサイクルを通じて「効果的」が意味するものを明確にすることは、単純なことではないと考えられています。それにもかかわらず、この点に関する見解は進化し続けているのです。例えば、FATF の有効性の審査項目の測定では、FATF の MER プロセスを通じて、ある国がさらされるリスクの文脈において、金融システムを悪用から守る有効なフレームワークを11の重点分野にわたって構築していることを証明しようとしています⁴⁰。

また別の例では、ウォルフスバーグ・グループは、監督機関および関連政府機関、またはそのいずれかが、次の基準に基づいて金融機関の AML/CFT プログラムの有効性を評価することを推奨しています。

- AML/CFT 法規制に準拠しているか。
- 明確にされた優先分野において、関連政府機関に対して極めて有用な情報を提供しているか。
- 金融機関が違法な活動を促進するのに利用されるリスクを軽減するために、合理的なリスクベースの統制プロセスが確立されているか⁴¹。

これらは全て極めて重要な評価要素です。

しかしながら、さらに広い視点で見れば、本稿や他のレポートで議論されている幅広い課題と実現要素が（このシリーズで扱われている他の課題と実現要素とともに）、全体的な金融犯罪対策エコシステムの有効性への貢献度という意味合いで織り込まれ、検討され、奨励されるフレームワークを構築することが重要です。このためには、当然のことながら、そのフレームワークの最も重要な目標または「目的」について共通の合意が形成されていることが極めて重要なのです。

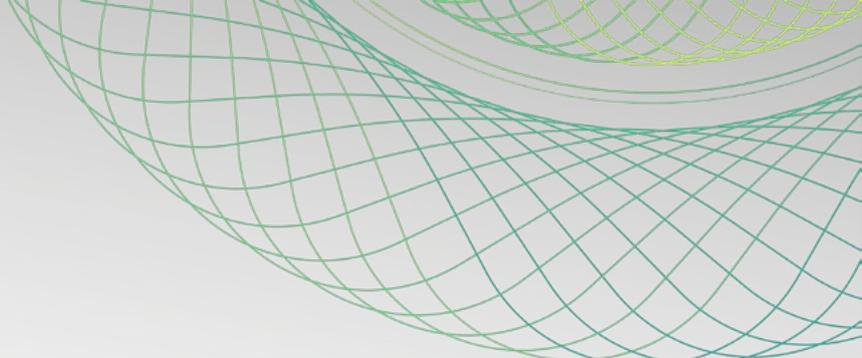
第1に、最重要目的で意見を一致させることは単純な作業に思えますが、見解は一樣ではありません。FATF の目標は「基準を設定し、マネーロンダリング、テロ資金供与、国際金融システムの健全性に対するその他の関連する脅威と戦うための基準を設定し、法的、規制的、運営上の措置の効果的な実行を促進すること」に重点を置いています⁴²。このことは極めて重要で明確な価値がありますが、FATF 自身がそれに疑問を呈しており⁴³、金融犯罪対策フレームワークの最重要な目的は簡素化され、焦点を絞ったものになる可能性があります。つまり、より多くの犯罪を阻止し、より多くの財産を回復するために我々が集団的に違法な資金の流れを防止し、検知し、軽減すること、です。この高いレベルの目的（またはそれに類似し、一部で指摘されているように、国連の持続可能な開発目標との関連性もある⁴⁴）は再検討され、改めて表明されるべきです。そして、エコシステムのステークホルダーが実施する全ての金融犯罪関連活動の有効性と価値は、その目的達成への貢献度に応じて判断されなければなりません。

第2に、制度・枠組み全体のリーダーシップは有効性を再検討して結果を出すうえで特に重要です。合意された制度・枠組み全体の目標の効果的な達成に向けて、金融犯罪エコシステムの全てのパーツが首尾一貫して調整された方法で動くよう、各国・地域に最終的な責任を負う者または機関（「制度・枠組みにおけるリーダー」）を置かなければならないことについて合意が形成されつつあります⁴⁵。制度・枠組みにおけるリーダーは、この点に関して国・地域間での協力を確保する必要があります。

第3に、体制内の犯罪対策能力は貴重であり、無駄にすることはできません。こうした能力がいずれかのセクターで制度の目標達成に大きく貢献しない活動に使われている場合、なぜその活動が行われているのか、その修正または停止は可能かどうか積極的に疑問を呈するメカニズムを設置することが重要です。反対に、制度・枠組み全体の目標達成をサポートするうえで価値のある活動が特定された場合には、貢献しないことが判明した活動を中止することで能力を回復させ、その活動を再確認し、拡大すべきです。

この取り組みの焦点とバランスの再調整を支援する可能性のあるアプローチとは、制度・枠組みにおけるリーダーがエコシステム内の各セクター（法執行機関、規制当局、金融機関など）に対する金融犯罪対策「義務」の創出を牽引することである可能性があります。これらの義務は、セクターの代表、その他ステークホルダー、制度・枠組みにおけるリーダーの間での合意を得て、そのセクターが明確化された優先順位に沿って最重要目標の達成に貢献するなかで果たす役割と活動を定義します。これに関連して、各セクター（およびその中のステークホルダー）の有効性は、そのセクターの「義務」履行への貢献度によって判断され、制度・枠組みにおけるリーダーの有効性は全てのセクターの義務が履行された度合いによって判断されるでしょう。

金融セクターを例に挙げると、金融機関は犯罪者を逮捕することはできないため、逮捕は義務には含められないと思われます。しかし、金融セクターのステークホルダーは質の高い SAR/STR を提出するか、または設定された優先事項（ウォルフスバーグ・グループの提案、および上記の指摘通りの）で明確にされるように、質の高いデータへのアクセスを迅速に提供できます。



こうした活動は金融セクターの義務に含められて奨励される可能性があります。なぜなら、これらの活動が、逮捕と資産の押収などが含まれる公算が高いセクターの義務に照らして、法執行機関がより効果的に活動する助けになると思われるためです。義務の間には緊張が生じる可能性があることと認識されています（例えば、法執行機関の成果と、リスクを帳簿から取り除きたい民間セクターの願望とのバランスを取るなどが挙げられます）。こうした緊張が生じた場合、制度・枠組みにおけるリーダーは、制度全体の目標と引き続き整合した、バランスの取れた結果を見出すための対話を促進する重要な役割を担うことになります。

この概念についてもう少し深く考えてみると、長期にわたって行われている活動は、特に大きな制度・枠組みの能力を消費する場合に、全体的な制度・枠組みの目標に貢献し続ける可能性があるかどうか疑問を持つことが重要になるでしょう。「規制の振り返り」などの活動は、この文脈で考えるには興味深いテーマと言えます。規制によって義務付けられる振り返りは一般的に、金融機関の統制フレームワークに弱点があると認められる場合に要求されます。振り返りの中で、金融機関の統制の有効性を損ない続ける習慣的な問題が特定されれば、振り返りを行う良い理由になるかもしれません。しかしながら、こうした振り返りへの対応は、過去の改善の管理などで、金融機関の能力の大部分を消費する可能性があることも認識すべきです。

制度・枠組みのリーダーは、その能力が全体としての目的（より多くの犯罪を阻止してより多くの犯罪財産を回復する）を達成するなかで、過去の問題の改善への投入を通じて、最大限の効果を発揮するように活用されているかどうか疑問を呈することができなければなりません。より効果的なアプローチは、監督権限を行使して、結果の創出により大きな影響を及ぼすであろう、潜在的に価値が高いその他の活動（PPP への参加など）に能力を振り向けることであるかもしれません。

結局のところ、「Business As Usual」を実行するプロセスには惰性がつきものです。これに対しては、体制全体の結果を改善しようとする際には警戒しなければなりません。リーダーは有効性の問題に関して連携し、開かれた心を持って取り組むことが重要です。セクターのステークホルダーの義務を精緻化することは、決して核となる基

準を捨てることを意味するものではなく、その多くは残り続けます。しかしアプローチの柔軟性を高めることは、制度・枠組み全体のアプローチの文脈で、そのアプローチに関連するステークホルダーの義務を履行できることが確認される限りにおいて重要かつ適切です。

最後に、有効性評価のアプローチを検討しなおすには時間がかかりますが、初期の段階で実務的な注目が集まる可能性がある、いくつかの分野では既に進展が見られています。本稿のセクション1で指摘したように、多くの国・地域が能力は有限であることを認識し、国家的優先事項という概念を作り上げています。これについては2021年のホワイトペーパーで詳しく説明しています⁴⁶。

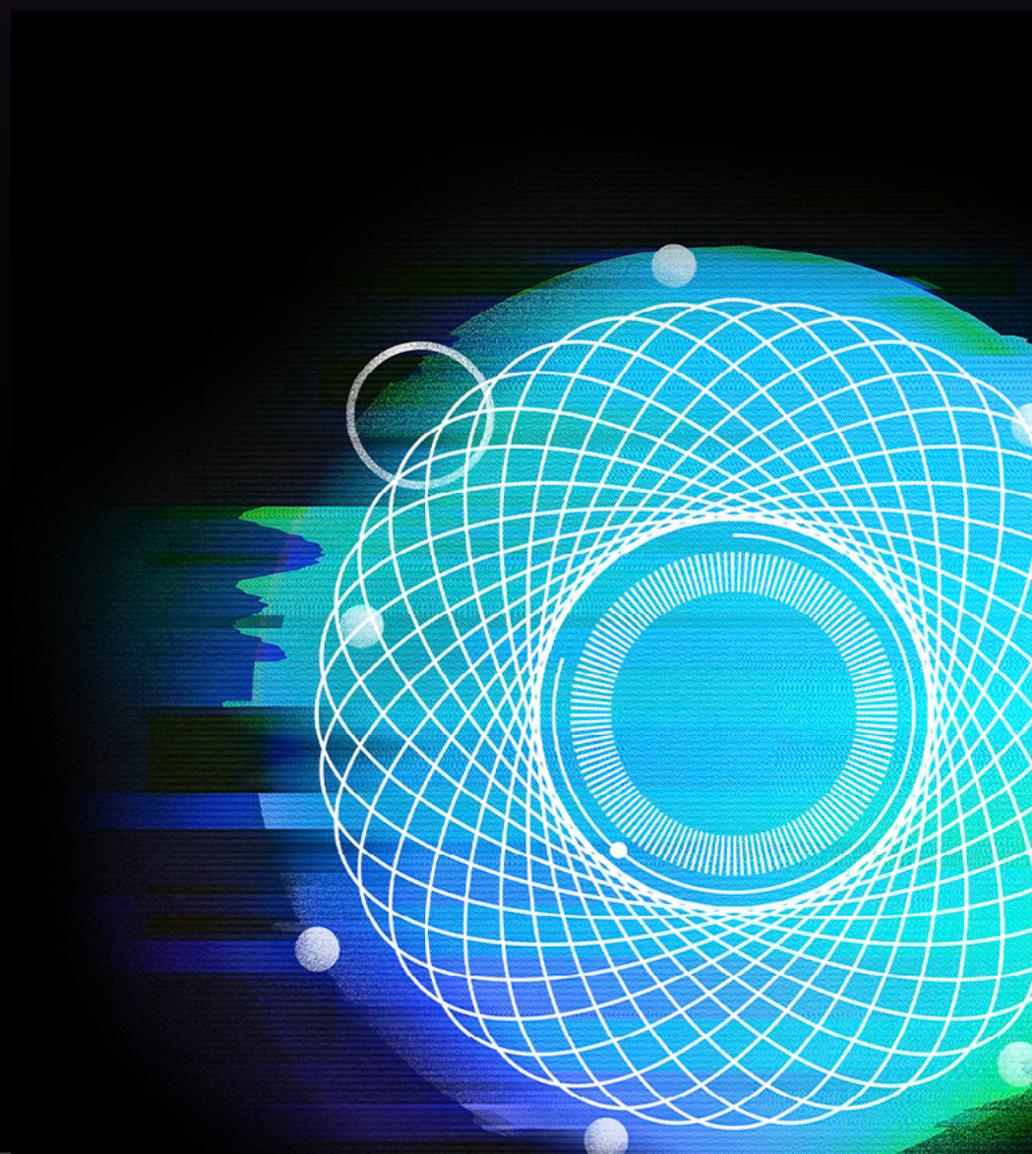
制度・枠組みレベルのリーダーシップはこうした国家的優先事項を設定するなかで試される可能性があります。それは、国家的な優先事項は大胆でなければならず、また、より大きく注力する必要のある部分、そして抑制または停止することのできる部分について明確にし、詳細をつまびらかにしなければならないためです。これは極めて重要です。ステークホルダーに「より多く」を行うよう求めることは簡単ですが、注力分野を減らすことへの責任を負うことははるかに困難です。しかしながら、それはリスクベース・アプローチにはつきものの基本的な概念であり、能力には限りがあり、あらゆるものに注力することは何にも注力していないことと同じであることを考えると、対処されなければならないものなのです。

国家的優先事項の導入はまた、監督機関の審査に対するアプローチにも反映される必要があります。審査当局、監査人、金融機関自体を含むその他プログラム評価組織は、国家的優先事項という観点から、金融犯罪リスク管理プログラムの有効性を測定し評価する方法について同じ認識を持っていなければなりません。制度・枠組みレベルのリーダーシップはこの点において極めて重要なことです。

結局のところ、「Business As Usual」を実行するプロセスには惰性がつきものです。これに対しては、体制全体の結果を改善しようとする際には警戒しなければなりません。

結論

さまざまな国や人々に確かな便益をもたらすものは、結局のところ、堅牢で、調整のとれた、結果重視の、効率的なグローバルな金融犯罪対策のフレームワークです。基本的な構成要素を整備すること、すなわち、制度・枠組みレベルのリーダーシップ、優先順位づけ、そして責務に対処すること、そうした優先順位と責務についての監督上の一貫性を確保すること、そして技術的なコンプライアンスよりも結果を重視することについて、国際的に統一された方法で明確に表現し採り入れる必要があります。さらなる取り組みが必要ですが、諸課題を認識し、一連のホワイトペーパーを通じて説明してきた実現要素に対処していくことで、過去の優れた取り組みをベースとした進展が達成可能となります。



お問い合わせ



Chris Bostock
Director, Head of Deloitte's Global Forum for
Tackling Illicit Finance
Deloitte, United Kingdom
cbostock@deloitte.co.uk



Tim Adams
President and Chief Executive
Officer
The Institute of International Finance



Andrew Robinson
Partner and Strategic Advisory
Leader
Deloitte, United Kingdom
andrewrobinson@deloitte.co.uk



Andres Portilla
Managing Director, Regulatory
Affairs Department
The Institute of International Finance
aportilla@iif.com



Michael Shepard
Financial Crime Leader
Deloitte, United States
mshepard@deloitte.com



Matthew Ekberg
Deputy Director, Regulatory Affairs
Department
The Institute of International Finance
mekberg@iif.com



Clint Stinger
US AML and Sanctions Practice
Leader
Deloitte, United States
cstinger@deloitte.com

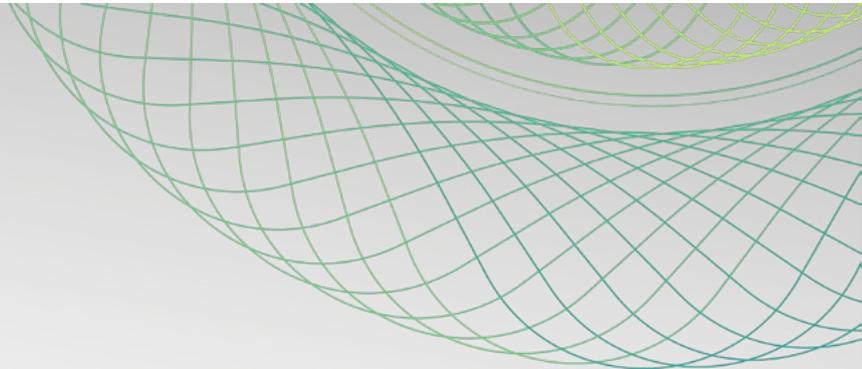
【日本におけるお問い合わせ】

吉峰 知宏

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社
Financial Crime Risk Management 統括
マネージングディレクター

脚注

1. [“The effectiveness of financial crime risk management reform and next steps on a global basis”](#). The Institute of International Finance and Deloitte. November 2021.; [“The global framework for fighting financial crime: enhancing effectiveness & improving outcomes”](#). The Institute of International Finance and Deloitte. 2022.
2. [“Illicit financial flows”](#). Illicit Trade.
3. [“Project Aurora: the power of data, technology and collaboration to combat money laundering across institutions and borders”](#). BIS. May 2023.
4. [“The global framework for fighting financial crime: enhancing effectiveness & improving outcomes”](#). The Institute of International Finance and Deloitte. 2022.
5. [“AMLA: The Department of the Treasury’s De-Risking Strategy”](#). The Department of the Treasury. April 2023
6. [“Communication from the Commission on an Action Plan for a comprehensive Union policy on preventing money laundering and terrorist financing 2020/C 164/06”](#). EUR-Lex. May 2020.
7. [“Anti-money laundering and countering the financing of terrorism legislative package”](#). European Commission. July 2021.
8. [“Money laundering reports”](#). British Columbia.
9. [“Data Policy Impacts - Fraud Prevention”](#). The Institute of International Finance. January 2023.
10. [“Virtual Assets: Targeted Update on Implementation of the FATF Standards on Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers”](#). FATF. June 2023.
11. [“IIF Staff Paper on the Design and Implementation of Financial Sanctions”](#). The Institute of International Finance. February 2023.
12. [“Sharing among domestic competent authorities information related to the financing of proliferation”](#). FATF. February 2012.; [“The FATF Recommendations”](#). FATF. February 2012 (amended November 2023).
13. [“Partnering in the Fight Against Financial Crime: Data Protection, Technology and Private Sector Information Sharing”](#). FATF. July 2022.
14. [“Data Protection and Digital Information Bill”](#). UK Parliament. December 2023.; [“Singapore Passes MAS’ Bill on ‘COSMIC’ to Gather Info on ‘Red Flag’ Customers”](#). Fintech News Singapore. May 2023.
15. [“The global framework for fighting financial crime: enhancing effectiveness & improving outcomes”](#). The Institute of International Finance and Deloitte. 2022.
16. [“Regulatory dialogues with the USA on financial services regulation”](#). European Commission. 2008-2023.
17. [“United States and Singapore Expand Cooperation on Cybersecurity”](#). Cybersecurity and Infrastructure Security Agency (CISA). August 2021.
18. [“The global framework for fighting financial crime”](#). The Institute for International Finance and Deloitte. June 2023.
19. [“The effectiveness of financial crime risk management reform and next steps on a global basis”](#). The Institute of International Finance and Deloitte”. February 2022.
20. [“Public Private Partnership: the key to creating an effective national financial crime framework”](#). Deloitte. November 2022.
21. [“Stocktake on Data Pooling, Collaborative Analytics and Data Protection”](#). FATF. July 2021.; [“Collaborating towards effective transaction monitoring”](#). Transaction Monitoring Netherlands (TMNL). 2023.
22. [“Leveraging the payments architecture in the fight against economic crime”](#). Deloitte. 2023.
23. [“Unleashing the potential of payments infrastructure to identify fraud and financial crime risk”](#). Royal United Services Institute (RUSI). December 2023.
24. [“The Silent Threat: The Impact of Fraud on UK National Security”](#). Royal United Services Institute for Defence and Security Studies. January 2021.
25. [“Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023”](#). UK Parliament. October 2023.
26. [“Illicit Financial Flows from Cyber-enabled Fraud”](#). FATF. November 2023.
27. [“Outcomes FATF Plenary, 25-27 October 2023”](#). FATF. October 2023.



28. "Learning and Development Forum on Asset Targeting and Recovery". FATF. February 2023.
29. "Objectives for the FATF during the Singapore Presidency (2022-2024)". FATF. July 2022.
30. "National Assessments of Money Laundering Risks : Learning from Eight Advanced Countries' NRAs (English)". The World Bank. February 2022.
31. "The Courage of its (Non) Convictions: The FATF Review of Asset Recovery". The Royal United Services Institute (RUSI). January 2023.
32. "Outcomes FATF Plenary, 25-27 October 2023". FATF. October 2023.
33. "FATF Methodology for assessing compliance with the FATF Recommendations and the effectiveness of AML/CFT systems". FATF. June 2023.
34. "The FATF Recommendations". FATF. February 2012 (amended November 2023).
35. "Outcomes FATF Plenary, 25-27 October 2023". FATF. October 2023.
36. "Outcomes FATF Plenary, 25-27 October 2023". FATF. October 2023.
37. "IIF Letter on the FATF Beneficial Ownership Reform Consultation". The Institute for International Finance. August 2022.
38. "G20 Roadmap for Enhancing Cross-border Payments". Financial Stability Board. 2023.
39. "Wolfsberg Group Payment Transparency Standards". The Wolfsberg Group. 2023.
40. "FATF Methodology for assessing compliance with the FATF Recommendations and the effectiveness of AML/CFT systems". FATF. June 2023.
41. S&P Global Market Intelligence". S&P Global Market Intelligence. 2023 <https://www.spglobal.com/marketintelligence/en/index>
42. "Financial Action Task Force". FATF. 2023.
43. "Speech at the Chatham House Illicit Financial Flows Conference, 1-2 March 2021". FATF. March 2021.
44. "The Future of Fighting Financial Crime". Financial Crime News. November 2023.
45. "Driving Dirty Money out of the UK: Beyond Economic Crime Plan 2". Wilton Park. May 2023.
46. "The global framework for fighting financial crime: enhancing effectiveness & improving outcomes". The Institute of International Finance and Deloitte. 2022.

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>